

# いちごショートステイ 料金表

令和元年10月現在

## (1) 介護報酬利用分

※福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10,17円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合（1割～3割）にもとづいた額が自己負担となります。

### 【短期入所生活介護】

併設型短期入所生活介護費（Ⅰ 従来型個室）（1日につき）

（単位・単位数）

要介護1	586
要介護2	654
要介護3	724
要介護4	792
要介護5	859

下記加算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

- 送迎加算 184単位（片道につき）  
ご自宅と事業所間の送迎を行った場合に算定します。
- 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）  
100単位（1月につき、個別機能訓練加算を算定する場合）  
利用者様の自立支援・重度化防止を目的に、当事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合に算定します。
- 個別機能訓練加算 56単位（1日につき）※木曜の午後のみ実施  
利用者が可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、生活機能の維持・向上を目的とした個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合に算定します。
- 医療連携強化加算 58単位（1日につき）  
別に定める状態（※1）にある利用者に対して、その急変に備え、看護職員による定期的な巡回を行い、協力医療機関との対応体制を整えている場合に算定します。  
（※1）経腸栄養や褥瘡など、医療的なケアが必要な状態。詳細は別途お問合せください。
- 療養食加算 8単位（1回につき、1日に3回まで）  
医師の発行する食事せんに基づいて、管理栄養士又は栄養士により栄養管理された食事を提供した場合に算定します。
- 看護体制加算 (Ⅰ) 4単位（1日につき）  
(Ⅱ) 8単位（1日につき）  
(Ⅲイ) 12単位（1日につき、(Ⅰ)との同時算定不可）  
(Ⅳイ) 23単位（1日につき、(Ⅱ)との同時算定不可）  
当事業所にて、看護職員の配置が所定の条件を満たしている場合に算定します。（Ⅰ、及びⅡ）  
また、利用者のうち要介護3以上の利用者を全体の70%以上の割合で受け入れを行った場合は、その利用人数に応じて算定します。（Ⅲイ、及びⅣイ）
- 緊急短期入所受入加算 90単位（1日につき、7日間を限度とする）  
やむを得ない事情（介護者のご病気など）により緊急にサービスを利用される場合に算定します。
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位（1日につき）

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上になり、認知症介護に係わる専門的研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了した者を厚生労働省の定める基準で配置している場合に算定します。

- 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位（1日につき）  
認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修（認知症介護指導者研修）を修了している者を配置し、認知症ケアの指導等を実施し、当事業所職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施した場合に算定します。
- サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位（1日につき）  
当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上の場合に算定します。
- 介護職員処遇改善加算Ⅰア 上記ご利用合計単位数の8.3%に相当する単位数/月
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 従来の介護職員処遇改善加算Ⅰアを除く上記ご利用合計単位数の2.7%に相当する単位数/月

**【介護予防短期入所生活介護】**

併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ 従来型個室）（1日につき） （単位・単位数）

要支援1	438
要支援2	545

下記加算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

- 送迎加算 184単位（片道につき）  
ご自宅と事業所間の送迎を行った場合に算定します。
- 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）  
100単位（1月につき、個別機能訓練加算を算定する場合）  
利用者様の自立支援・重度化防止を目的に、当事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合に算定します。
- 個別機能訓練加算 56単位（1日につき）※木曜の午後のみ実施  
利用者が可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、生活機能の維持・向上を目的とした個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合に算定します。
- 療養食加算 8単位（1回につき、1日に3回まで）  
医師の発行する食事せんに基づいて、管理栄養士又は栄養士により栄養管理された食事を提供した場合に算定します。
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位（1日につき）  
認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上になり、認知症介護に係わる専門的研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了した者を厚生労働省の定める基準で配置している場合に算定します。
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位（1日につき）  
認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修（認知症介護指導者研修）を修了している者を配置し、認知症ケアの指導等を実施し、当事業所職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施した場合に算定します。
- サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位（1日につき）

当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上の場合に算定します。

- 介護職員処遇改善加算Ⅰア 上記ご利用合計単位数の8.3%に相当する単位数/月
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 従来の介護職員処遇改善加算Ⅰアを除く上記ご利用合計単位数の2.7%に相当する単位数/月

## (2) その他の費用

### ○ 食費

利用者の希望に応じて、下記費用にて食事提供を行います。

・朝食代 380円      ・昼食代 550円      ・夕食代 570円

⇒3食合計で、1日あたり1,500円 となります。

### ○ 滞在費 1,400円（1日につき）

### ○ 光熱水費 400円（1日につき）

### ○ 送迎費 15円（1kmにつき）

通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合、送迎実費費用として送迎実施範囲の境界から自宅までの往復距離を15円/1kmで計算した金額をいただきます。

### ○ その他

日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。